

## 第5回教育委員会臨時会議事要録

詳細 教育総務部教育総務課 電話03-3981-1141

附属機関又は 会議体の名称	教育委員会臨時会	
事務局（担当課）	教育総務部教育総務課	
開催日時	平成21年4月27日 午後4時00分	
開催場所	教育委員会室	
出席者	委員	三神 和子（委員長）、加藤 正克（委員長職務代理者）、 清田 明、廣田 悦造、三田 一則（教育長）
	その他	教育総務部長、教育総務課長、教育指導課長、学校運営課長、 学校施設課長、統括指導主事2名
	事務局	教育総務課庶務係長、教育総務課庶務係主任主事
公開の可否	公開 傍聴人数 2人	
非公開・一部公開の 場合は、その理由		
会議次第	1. 第29号議案 臨時職員の任免 2. 第30号議案 臨時職員の任免 3. 協議事項 「豊島区教育ビジョン」の見直しについて 4. 協議事項 豊島区立学校教科用図書採択について 5. 報告事項 平成20年度教育委員会後援名義使用の承認状況 (第4四半期)	

## 審議経過

委員長)

第5回教育委員会臨時会を始めます。本日の署名は清田委員と廣田委員にお願いいたします。なお、傍聴希望のかたが2人いらっしゃいますが、よろしいでしょうか。

(委員全員了承)

### (1) 第29号議案 臨時職員の任免

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

委員)

学校事務補助についてですが、今回の任用者の配置校以外はすでに配置済みということでしょうか。

教育総務課長)

4月1日の任用については、3月の臨時会にて議案提出させていただきました。学校事務補助は、臨時職員と一部は再任用職員でございます。4月1日現在に任用が決まっていなかった学校には5月1日付けで配置するということでございます。

委員)

用務職員を採用するにあたって、年齢や経験などの判断基準はあるのでしょうか。

教育総務課長)

今回任用の用務職員については、正規を終えて引き続き勤務しているかたですので、経験がおりになります。

委員)

住所をみると豊島区内ではないようですが、これについてはいかがなのでしょう。

教育総務課長)

臨時職員については交通費が支給されません。今まで携わった仕事に引き続き従事し、経験も生かせるので、本人の了解のもとでの勤務となっております。

委員長)

1度に決まらないので任免の案件が何回かに分けて出てくると思うのですが、できれば全体の職員について見る事ができればいいと思います。次回からでいいので工夫していただければと思います。

教育総務課長)

次回以降には、全体が見れる一覧表のような形式を検討したいと思います。

委員長)

それでは、この件についてはよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第29号議案了承)

### (2) 第30号議案 臨時職員の任免

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご質問がありましたらお願いいたします。

委員)

理科支援員は週に6時間の勤務で、実験観察の準備補助に携わるとのことですが、事前に先生と打ち合わせ等も必要だと思います。また、植物園に实地観察に行くとなると下見等も必要となることと思います。果たして週6時間の勤務で足りるのか懸念されるところですがいかがでしょうか。

教育指導課長)

週6時間といっても朝や休み時間等を使って打ち合わせもします。また理科は2時間単位で実験ができる曜日を固定していますので、次の授業でどんな実験をするかは授業の進行具合で分かります。つまり授業を終えた時点で、次回の準備に何が必要となるかのやりとりが可能となります。また、植物園は学校の中の観察園や岩石園等のことですので、外に行くことは基本的に想定しておりません。高等学校に行けば理科の実習助手などがいますが、小学校にはこういった者はおらず、すべて担任が行なってきました。こういった理科支援員を週1回6時間取り入れるだけでも、理科室の整備が整った、使いやすくなった、先生のゆとりが生まれた、実験をしないで済ませようとしていたものができるようになったなどのプラスの面がございます。当面は6時間の範囲でまだ8校の配置ではありますが、さらに実績を重ねていきたいと思っております。

委員)

小学校は新しい学習指導要領では現行に比べて1時間増えるのでしょうか。

教育指導課長)

3年生は年間70時間から90時間に増え、4年生は90時間から105時間、5年生は95時間から105時間、6年生は95時間から105時間になります。105時間というのは週に3コマの授業があるということです。今年度から理科はトータルで55時間増え、完全実施と同じ時間数になります。中学校は全学年が80時間から105時間、平成22年度は2年生は140時間、平成23年度には3年生も140時間になります。中学校3年間で学ぶ理科の時間は昨年までは290時間でしたが、平成23年以降は385時間になり95時間増えます。このように理科教育について、国をあげて充実を図っています。

教育長)

理科離れの問題は非常に深刻で、このような措置がとられました。豊島区の理科教育の現状と理科支援員が配置されたことによってどのように変わってきたのか教えてください。

教育指導課長)

豊島区は近隣に植物観察できる場所や自然環境が少ないので、理科の授業は教科書や本やビデオを用いて行なわざるをえないという状況がございます。実験に関しては、昨年度理科の教育研究校となった学校は企業や立教大学と連携をしながら進めてまいりました。理科支援員を配置することで教員の意識が変わり、学習環境、学習の中身が充実したとい

うことが言えると思います。

委員)

理科支援員が8校にのみ配置されている根拠についてお聞かせ願います。これは国や東京都からの予算が関係しているのでしょうか。

教育指導課長)

配置の根拠としては学校からの要請があることです。今年も十数校から要請がございました。小規模校授業作り支援員は月16日、7時間の配置になり、こちらに該当する学校は理科支援員の配置を除かせていただきました。希望が23校あった場合は一定のルールを決めて配置をしていかなければいけません。人数確保は難しいですが、東京都からの補助金を有効に活用して、この制度を成熟させていこうと思います。

委員)

そうすると、理科支援員の要請に手を挙げなかった学校があるということでしょうか。

教育指導課長)

正規の教員がするということに設定している学校もありますので、そういった学校にはたとえ手を挙げてても要請には応えられないと事前に示しております。この制度が段々と浸透して理科支援員が非常に有効ということが伝われば、来年度は要請も多くなると思います。配置の基準がありそれに基づいて配置をしているということです。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第30号議案了承)

### (3) 協議事項第1号 「豊島区教育ビジョン」の見直しについて

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

教育ビジョンの見直しとはどの程度の見直しなのでしょうか。

教育総務課長)

今回の見直しは施策を全部洗い出して、使命は終わったのか、もう少し続けていくのか、新しい課題はあるのかなどを研究します。区長や教育長、教育委員会の意向を取り入れながら、次の教育ビジョンに向けて検討していきたいと思います。

教育長)

小学校と幼稚園は学習指導要領の移行期間です。来年度は中学校が移行期間で平成23年度に完全実施となります。教育ビジョンが平成19年3月に策定され、現在は改訂期と完全実施期の境目にきています。教育基本法の改訂においては、地方公共団体は教育振興基本計画を持つ努力をすべきとしています。教育委員会は学校の活性化と合わせて教育全体の流れについて積極的に発言をしていってほしいという願いがこめられています。この教育振興基本計画は教育ビジョンと合わせ持って検討していきたいと思います。

委員)

保護者への意識調査の方法はどのようにしていくのでしょうか。

教育総務課長)

前回の平成18年度に実施した方法を用いていきます。また、今回は幼児教育に重点を置こうと考えておりますので、幼稚園、保育園の保護者まで対象を拡大していこうと考えております。もちろん先生に対しても教育に対する課題を探り、また現在実施している隣接校選択制などについての意見も聞いて、よりよくしていくために現場で考えていることを取り入れていきたいと考えております。具体的な項目に関してはこれから詰めていきたいと思っております。

教育総務部長)

教職員の意向調査というものは、現場で考えていることをできるだけ汲み取ろうという趣旨であります。検討会の中には小・中学校の校長、副校長や幼稚園の園長もメンバーに入ってもらおうと考えておりますので、作った教育ビジョンが実行性があるかどうかは現場の先生の意識がどれだけ1つになるかということにかかっていると思っております。情報提供のあり方や協力が得られる方策については教育委員の先生方の意見も踏まえて十分対応していきたいと思っております。

教育長)

これからの時代は知識を得るためにどのように学んだのかということが重要であります。学校の授業内容、指導のあり方、教材も含めて、子どもたちに知的好奇心を引き起こすものになっているかどうか、そういったものを重視している授業展開になっているのかなど現場の問題意識のあり方にかかってくると思っております。実行性があるもので実際に使った結果、保護者から子供たちが変わってきた、よくなったといわれるような教育ビジョンにしていきたいと思っております。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 協議事項了承)

#### (4) 協議事項第2号 豊島区立学校教科用図書採択について

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

豊島区立学校教科用図書採択事務要綱(案)の第7条の四に、カセットテープは適切でないとあります。英語はリズムから入ったほうが学びやすいこともあると思っておりますが、使用してはいけないのでしょうか。

教育指導課長)

指導の際に、カセットテープやCDなど使って効果のあるものは当然使用教材として使うことができます。この条文の基準は無償給与法に基づいているものでして、児童・生徒が教科書として、学校でも家でも予習や復習をするにあたって、カセットテープやジグソーパズルは適切でないということでございます。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 協議事項了承)

(5) 報告事項第1号 平成20年度教育委員会後援名義使用の承認状況(第4四半期)

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

82番のアルコール関連問題学会の対象は子どもなのでしょうか。

教育総務課長)

これはいわゆる学会の研究会でございます。青少年の飲酒と犯罪などの問題解決にあたることも目的としているため後援名義の承認を出しております。対象は中学生ではなく、日本アルコール学会に関連している医者に向けたものとなります。理事も全国からアルコール問題を研究している医者で成り立っています。

委員長)

学会はたくさんあるので、線引きをしたほうがいいと思います。

教育総務課長)

豊島区教育委員会後援名義使用の承認審査基準には、主催者として公共団体、学術研究機関とあります。今後は審査基準についても研究をしていきたいと思います。

委員)

一覧に並んでいる各団体の順番は、過去に承認している回数が多い順ということでしょうか。

教育総務課長)

承認番号は申請順でありまして、承認月日順に並んでおります。後援名義の使用承認の回数が多い順に並んでいるわけではございません。

教育総務部長)

これは年度で申請があった順に受付をしますので、番号が早いということは申請が早いということでございます。これまで承認した回数と承認番号は全く関係ございません。

委員)

過去にどれくらい後援名義使用を承認したかということが分かればよいと思いました。備考欄に最初に申請をしたのはいつかということに記載していただくとありがたいです。

教育総務課長)

備考欄に後援名義使用を過去に何回したかということに記載するようにしたいと思います。今後工夫をしていきたいと思えます。

委員)

25番の区内企業での職場体験事業はどれくらいの企業からご協力をいただいたのですか。これは企業向けに行なった事業でしょうか。

教育総務課長)

東京商工会議所豊島支部が傘下の企業に協力をしてもらい、実施に至った事業です。

委員)

そうすると学校に職場体験事業があるので、グループ企業に協力を依頼したということ

でしょうか。

教育指導課長)

区立中学校の職場体験事業とは別に、企業の社会貢献活動の一環として夏休みなどの期間に職場体験をしてみませんかという事業を区民や区内の小中学生にPRするという事です。それに対して教育委員会の後援名義使用を申請したということになります。区内の小中学生が職場体験をして、夏休みの自由研究になるといったような流れだと思います。

教育総務課長)

実際に参加していただいたのは5社でありまして、全部で35名の児童・生徒が実際に職場体験をしております。

委員)

27番の地図力検定試験は何人くらいが対象なのでしょうか。

教育総務課長)

対象人数は全部で180名でございます。地図センターは財団法人でございまして、全国8ヶ所で実施しています。札幌から福岡まで実施されていますが、これは東京について後援をしたということでございます。

委員)

事業団体についてはきちんと審査をしているのでしょうか。

教育総務課長)

申請時には規約と団体の構成員、予算書を提出していただいて承認の判断の基準としています。またホームページを確認したり、他の団体が後援しているかなどを参考に審査しています。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

#### (6) その他

豚インフルエンザについて

幼・小・中学校運動会出席予定一覧

(午後5時40分 閉会)